

平成28年度 第1回富田林市都市計画審議会 議事録

平成28年7月22日開催
市役所2階 全員協議会室

○内容

- ・委嘱状交付
- ・会長及び副会長の選任
- ・議第1号 南部大阪都市計画錦織北二丁目地区地区計画の決定について（付議）

○富田林市都市計画審議会委員

・出席委員

置田 修、山元 直美、土井 廣和、石原 三和、吉村 善美、増田 昇、川谷 洋史、
岡田 英樹、草尾 勝司、高山 裕次、京谷 精久、山本 剛史、奥田 良久、伊東 寛光、
吉年 千寿子、高津 宏至、久保 幸太郎、西尾 進

・欠席委員

鈴木 憲、佐久間 康富

○事務局

北野 俊夫、坂本 信行、仲野 仁人、尾崎 竜也、阪谷 俊哉、井上 欣之、加茂 武

《事務局：仲野》

皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、只今から平成28年度第1回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、任期満了に伴う委員改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様方を配席順にご紹介させていただきます。

置田委員でいらっしゃいます。

《置田委員》

置田でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

山元委員でいらっしゃいます。

《山元委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

土井委員でいらっしゃいます。

《土井委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

石原委員でいらっしゃいます。

《石原委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

吉村委員でいらっしゃいます。

《吉村委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

増田委員でいらっしゃいます。

《増田委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

佐久間委員でいらっしゃいます。すいません、失礼いたしました。高津委員でいらっしゃいます。

《高津委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

久保委員でいらっしゃいます。

《久保委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

川谷委員でいらっしゃいます。

《川谷委員》

よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

岡田委員でいらっしゃいます。

《岡田委員》

よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

草尾委員でいらっしゃいます。

《草尾委員》

よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

高山委員でいらっしゃいます。

《高山委員》

よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

京谷委員でいらっしゃいます。

《京谷委員》

よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

山本委員でいらっしゃいます。

《山本委員》

よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

奥田委員でいらっしゃいます。

《奥田委員》

おはようございます。よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

伊東委員でいらっしゃいます。

《伊東委員》

よろしくお願いします。

《事務局：仲野》

吉年委員でいらっしゃいます。

《吉年委員》

よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

なお、鈴木委員、佐久間委員におかれましては、本日所要のためご欠席とのご連絡をいただいております。

すいません、申し訳ありません。西尾委員、ご紹介が抜けまして申し訳ありません。西尾委員でいらっしゃいます。

《西尾委員》

西尾でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

申し訳ありませんでした。

引き続きまして、多田市長より、委嘱状を交付させていただきます。

委員の皆様を代表いたしまして、これまで長年にわたり会長を務めていただいております、増田委員に委嘱状をお渡しさせていただきます。増田委員、演台の前へ移動をお願いいたします。

＜委嘱状交付＞

《事務局：仲野》

ありがとうございました。恐れ入りますが、他の委員の皆様につきましては、封筒に入れてお手元にお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ここで多田市長よりご挨拶を申し上げます。

《多田市長》

皆様、おはようございます。ご紹介に預かりました、富田林市長の多田でございます。

本日は平成28年度第1回富田林市都市計画審議会の開催をいたしましたところ、皆様方には暑さ大変厳しい中、また、何かとご多用にも関わりませず、会議にご出席をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、各自におかれましても、委員の委嘱をお願い申し上げましたところ、それぞれご快諾を賜りましたこと、重ねて心から感謝を申し上げます。

ご存知のように、本市におきましては、石川のせせらぎや田園風景など豊かな自然環境に恵まれまして、また、大阪府内唯一の重要伝統的建造物群保存地区であります、寺内町をはじめ、貴重な歴史・文化遺産を多数有するなど、自然・歴史・文化に恵まれた住宅都市として今日まで発展を続けてまいりました。

しかしながら、一方では、全国的に人口減少に転じる中、本市もその例外ではなく、国と地方が一体となった地方創生の取組みが急務となっております。本年3月に「富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしまして、経済の活性化や、人口減少の歯止めなど、直面する諸課題への対応を図っているところでございます。

本日はこの後、市街化調整区域における地区計画の決定についてご審議をお願い申し上げますが、大阪外環状線や国道309号などの幹線道路沿道におきましては、都市的土地利用の需要も非常に高くなってきており、産業、医療、文化などの多様な機能を有した施設の適正配置、また地域活性化に繋がるような有効な土地利用を目指してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、どうか忌憚のないご意見をいただきまして、市民が安心して暮らせる、そして夢と希望が輝く「煌きのまち富田林」に向けましてお力添えを賜りますように、心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。どうぞ今後とも、よろしくお願い申し上げます。

《事務局：仲野》

ありがとうございました。

恐れ入りますが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、改めまして都市計画審議会を始めさせていただきます。まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、配席図、議案書、資料を用意させていただいております。配付資料の過不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は、委員総数20名中、18名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

ご承知のとおり、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、あらかじめご了承願います。なお、本日は委員改選後の審議会ということで、会長・副会長をご選出いただくまでの間、事務局の方で会議を進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、事務局の紹介に移らせていただきます。
まちづくり政策部長の北野でございます。

《事務局：北野》

北野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

まちづくり政策部次長の坂本でございます。

《事務局：坂本》

坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

まちづくり推進課長代理の尾崎でございます。

《事務局：尾崎》

尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

まちづくり推進課主幹の阪谷でございます。

《事務局：阪谷》

阪谷でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

まちづくり推進課政策系の井上でございます。

《事務局：井上》

井上でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

同じく、加茂でございます。

《事務局：加茂》

加茂でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

そして、私、まちづくり推進課長の仲野です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。ご発言の際には、お手元のマイクのボタンを押していただいてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第により会議を進めさせていただきます。

次第3、「会長及び副会長の選任」についてですが、会長及び副会長は審議会条例第2条第1項第1号委員の学識経験者からの選出となります。どなたかご推薦をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

《置田委員》

事務局一任。

《事務局：仲野》

ありがとうございます。事務局一任という声がありましたので、これまで長年当審議会の会長を務めていただいております、増田委員、副会長は石原委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《事務局：仲野》

はい。「異議なし」とのお声でございますので、会長は増田委員、副会長は石原委員にお願いしたいと思います。

では、増田会長、石原副会長のお二人には、恐れいりますが席のご移動をお願いします。

また、併せまして議事進行にあたり、会長・副会長の着任により空席となった席の整理をしたいと思います。また、スクリーンとか演台とか片付けたいと思いますので、ここで5分程、暫時休憩させていただきます。よろしくお願いいたします。

——— 移動 ———

《事務局：仲野》

お待たせいたしました。

それでは、新しく就任されました正副会長を代表いたしまして、増田会長にご就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

《議長：増田会長》

ただいま皆様方のご推挙によりまして、会長という重責を仰せ付けられました増田でございます。先ほども市長のお話にございましたように、ある意味、人口減少化社会の中で、これから都市間競争がますます激しくなっていく、住民の方々が住む場所を選択するという時代になってくるということでございます。そういう面では、本市も住んでもらえるような、あるいは住み続けてもらえるような、魅力ある都市へとどう切り替えていくかということが大きな課題になってくるのかと思いますので、皆様方と共

に富田林市の魅力的な都市作りに対して忌憚のないご意見、あるいは意見交換をしながら進めて参りたいと思いますので、ご協力の程よろしくをお願いしたいと思います。また、石原委員については副会長というお手数をお掛けしますが、ご協力よろしくをお願いしたいと思います。それでは、甚だ簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

ありがとうございました。これで次第3、「会長及び副会長の選任」を終わらせていただきます。それでは、以後の進行につきましては、増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

それでは、議事に入っていきたいと思います。本日は議案としましては、議第1号「南部大阪都市計画錦織北二丁目地区地区計画の決定について」でございます。これは付議案件でございますし、過去何回かここでご報告もいただいている案件でございます。事務局の方からよろしくをお願いしたいと思います。

《事務局：尾崎》

まちづくり推進課の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号「南部大阪都市計画錦織北二丁目地区地区計画の決定について」説明をさせていただきます。お手元の議案書、資料も適宜ご覧ください。

本案件につきましては、昨年11月、また今年2月の審議会において、その内容について説明をさせていただいておりますが、本日は、新しく委嘱させていただいた委員もおられますことから、改めまして市街化調整区域における地区計画について、次に今回の計画内容、また、協議、そして都市計画手続きについて、順に説明させていただきます。

まず、市街化調整区域における地区計画についてであります。市街化調整区域につきましては、市街化を抑制する区域という基本的な考えが有りますが、地域のまちづくりに寄与できる地区計画の内容であれば、その計画区域内において、相当程度の開発行為でも可能とするもので、地方自治体の責任において地域の特性に応じたまちづくりを行うことができる制度になっております。

この地区計画の提案につきましては、都市計画マスタープランの土地利用方針において、「土地利用調整エリア」に定められた区域を対象としております。また、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」には地区計画の基本的な考えを示しております。

その「地区計画ガイドライン」には提案の類型といたしまして、住宅型・幹線道路沿道型・大規模集客施設型の3つの類型がございます。それぞれ類型ごとに最低面積や幹線道路との接道要件などの基準を定めております。

今回の計画地につきましては、前面のスクリーンで赤色で示した箇所で、大阪外環状線、廿山南交差点に繋がります府道森屋狭山線沿道に位置しており、ガイドラインの類型であります幹線道路沿道型に適合する形で、昨年11月6日に、株式会社東洋精工から提案されありがたいものであります。

今回提案がありました区域につきましては、昭和30年代半ばより区域の一部で工場としての利用を始め、年数の経過と共に規模を少しずつ拡大し、現在、建設機械や農作業機械のゴムキャタピラなど、

幅広くゴム製品を製造されています。

ご覧いただいております現況写真でもご確認いただけますように、敷地には既に建築物が複数建っております。提案者はこれら既存建築物の耐震改修及び一部建替えを計画されており、こちらの土地利用計画図で、ピンク色に着色されている建築物が改修予定、グレーに着色されている建築物が新たに建てられる予定となっております。

また、区域内には里道水路が通っておりますが、現状としては機能を有していない里道を廃止し、里道を挟む二つの区域を一体的なものとし、有効な土地利用に繋がるよう、それらについても整理を行うこととしております。

また、現在の工場敷地内には緑地や雨水抑制施設が無い状態となっておりますが、建物の改修等に併せて、良好な敷地状況に改善するため、緑地の整備、また雨水抑制のため透水性舗装等の施設整備も計画されております。

続きまして、計画書について説明いたします。名称、錦織北二丁目地区地区計画、位置、富田林市錦織北二丁目及び錦織北三丁目地内、面積、約1.1ヘクタールでの計画となっております。

次に、区域の整備・開発及び保全の方針についてであります。まず、地区計画の目標としまして、「当地区は富田林市中南部地域に位置し、大阪外環状線からも近接した地区である。地区周辺は住宅も立ち並び、また農地も広がっており、土地利用が混在している。このため、地区計画の策定により、建築物等の規制と誘導を行い、産業施設の適正な立地を図り、良好な都市環境の形成を目指す。」としております。

次に、土地利用の方針としまして、「良好で周辺環境と調和のとれた産業地区の形成を図る」とし、次に、地区施設の整備の方針としまして、「周辺環境と調和した土地利用を図るため、地域住民の憩いの場となる緑地を地区施設と位置付けし整備を行う」とし、また、建築物等の整備の方針としまして、「周辺環境と調和した地区の形成を図るため、建築物の用途及び高さの制限等を行う」とし、次に、その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針としまして、「市街化調整区域の特性を踏まえ、緑化を推進し、周辺環境と調和した計画的な土地利用を図る」としております。

続きまして、地区整備計画の内容についてであります。今回の地区計画により整備される地区施設は、緑地になります。詳細については現時点でまだ決定はされておりませんが、こちらの赤色で示した箇所に、一般に開放され、地域の方々が憩える場となるよう、緑地の整備が計画されています。

次に地区の区分についてであります。本計画区域が府道森屋狭山線を含み、東西にまたがっていることから、建築物の敷地としては2つに分割されることになります。府道より東側を敷地Ⅰ、府道より西側を敷地Ⅱと設定し、それぞれの面積は、敷地Ⅰが約0.9ヘクタール、敷地Ⅱが約0.1ヘクタールとなっております。

次に区域内の建築物等に関する事項についてですが、建築物の用途の制限としまして、工場、事務所、倉庫業を営まない倉庫、自動車車庫とします。

提案者であります東洋精工は、現在の操業におきまして、建築基準法別表中に規定されています、引火性溶剤を用いますゴム製品の製造を行う工場に該当しますことから、今後も当該項目に関連いたします操業が可能となるようこのように規定しております。

次に、建築物の敷地面積の最低限度についてであります。建築物の敷地につきましては、開発区域より除外する部分がございます。敷地Ⅰの面積は9,352㎡であります。都市計画法施行令第25条

に規定されています、3,000㎡以上の開発行為に設置する事が義務付け規定されています緑地等や里道水路等の公共用地を除くとされており、結果、残りの8,907㎡が建築物の敷地となりますことから、敷地Ⅰの敷地面積の最低限度としましては8,900㎡としております。

次に、敷地Ⅱにつきましては、除外する部分がございますので、721㎡が建築物の敷地となり、敷地Ⅱの敷地面積の最低限度としましては700㎡とします。

この最低限度の制限につきましては、将来においても、この区域内で開発行為等が行われる際に、敷地の分割ができないように行うものであります。

次に、壁面の位置につきましては、周囲から5メートル以上といたします。また、この適用につきましては、地区計画決定後に新たに建てられる建築物から適用することといたします。次に、建築物の高さの制限は15メートルといたします。また、斜線制限に関しましては、用途地域で言いますと第一種・第二種中高層住居専用地域と同様の制限となります。次に、垣又はさくの構造の制限としましては、道路に面する垣又はさくの構造は、透視可能なフェンス等とし、ただし、フェンス等を設置する場合は、道路等との間に植栽を組合せるなど、景観に配慮したものとしています。

また、建築物等の形態又は意匠の制限としまして、屋根、外壁等の形態及び色彩は、大阪府景観計画に基づく基準を遵守し、周辺環境と調和し、落ち着いた形状・色合いとしています。

次に、建築物の緑化率の最低限度としましては、20パーセント以上の緑化を行うものとしています。

また、土地利用に関する事項といたしまして、雨水排水に関しては、周辺への影響をできるだけ軽減するよう、透水性舗装等を計画地内に設けるものとしております。

次に都市計画決定の理由といたしましては、今回提案のありました錦織北二丁目及び三丁目の計画地につきましては、平成26年3月改訂の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ「第4次富田林市総合計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけされている地区であります。

現在、地区周辺では年数の経過とともに工場用地、住宅用地、農地が混在した土地利用がみうけられるようになっております。

このような現状を考慮し、周辺環境と調和した産業用地として、計画的な市街地形成を図るため、地区計画を決定しようとするものであります。

次に、関係機関との協議等について説明させていただきます。

地区計画ガイドラインには、計画区域内の土地所有者等全員の同意を得ていること。また、周辺住民等への説明が行われ、概ねの賛同を得ていることとしており、事業者は都市計画提案にあたり、昨年4月に地域住民等を対象に住民説明会を開催し、工事の内容やその期間について説明をされるとともに、住民からの質問等にも対応されております。

また、ご覧の大阪府関係各課とも関連する事項について協議をさせていただき、関係各課からの意見も踏まえ、都市計画案を作成させていただいております。

最後に、都市計画の手続きについて説明いたします。

前回の審議会の後、3月に都市計画の案を作成し、都市計画法第19条に基づき大阪府と協議を行いました。本日説明をさせていただきました都市計画内容については、大阪府からは、「異議なし」との回答をいただいております。

また、先月6月1日から14日までの2週間、都市計画法第17条に基づきます案の公告・縦覧を行

い、利害関係者、また市民からの意見書の提出期間を設けました。

この縦覧の実施にあたりましては、告示を行うとともに、ウェブサイトに掲載させていただき、加えて今回より広報誌にも縦覧の実施について記事を掲載させていただきました。

期間中には、約十名の方が来庁され、都市計画図書を縦覧されるとともに、その内容のお問い合わせもいただいております。結果として、意見書の提出はございませんでした。

本日は議案として付議させていただいておりますので、議決をいただければ、都市計画決定となります。都市計画決定後は、さきほど説明いたしました地区整備計画の制限に担保性を持たせるため、現条例に今回の区域を追加し、また事業者は開発許可等の関係法令による手続きを進めていくこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。議第 1 号「南部大阪都市計画錦織北二丁目地区地区計画の決定について」、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、議第 1 号の詳細な説明がございましたけれども、ご意見、あるいはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

《奥田委員》

これは、長い間に審議会にも事前に色々と説明もお聞きをして、その時にも言ったんか、言ってないんか忘れるぐらいの期間なんで。申し訳ない、それ前に説明してまんがなということやったら、ご免やけれども。一つは、こういう事業者からの提案が最終的に市の案で提案されているけれども、そこに至るまで、まあ言うたら、事業者は 100 パーセントの提案をしてきて、そして市の決定に至るまでも、ほぼ何の変更も無しに事業者の提案が受け入れられているのか、それとも、いろんなやりとりが有ってね、こういうふうに当初の提案が、変えさしましたよ、変えましたよ。もしくは、この最後の 8 ページにあるように、大阪府との協議の中で、いろんなやりとりがなされて、こういうふうになってきましたとかいうようなものを、本日の案件に限らずですけども、今後もそういう経過が分かるような資料も出していただけたら有り難いなど。それからもう一つは、地元の関係で、操業における騒音についての意見が出されたというふうに、この資料には有りますけれどもね、具体的に地元の関係者とどのようなやり取りがなされて、概ね同意という事に至ったんかという事も、たぶん地元説明会の開催についての詳細な資料を市は事業者から取ってると思うんやけどね。この都計審にももうちょっと何か資料として

提出していただいてもいいのではないかなというふうに思っています。

それから、そういう事ですね。そんな感じで、これからの審議会への資料提供の仕方についても、是非そういうふうにルール化していただけたらと思います。質問と要望です。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。2 点ございましたけれども。1 点はこれを案に練り上げていく中で、どんなやりとりが有って、この案になってきたのかというプロセスの話が 1 点と。もう 1 点は地元説明会の中で、

今日も有りました、その他という事で参加者からの意見、操業における騒音についてと一行が出てますけれど、このあたりのやりとりについてという事で、事務局の方、ご回答ございますでしょうか。

《事務局：尾崎》

事業者から本提案をされた時点で、この都市計画審議会に報告させていただいているわけですが、その前段において、富田林市に提案されるまでに、事前相談という形で書類が上がってまいります。その段階で、この地区計画につきましては富田林市の都市計画になりますので、まず、市役所内部での関係各課に対して説明をさせていただいて、各課の意見を反映させていただいていると。その時点で修正が必要であれば、事業者は修正をしております。その時点で土地利用計画図なりを一度固めまして、その後、大阪府関係各課との協議をさせていただき、最終、その時点で修正等が有りましたら修正を反映させていただいて、そのうえで市に対して本提案という形になり、初めてこの都市計画審議会にご報告させていただいているという流れになっております。

次に地元の説明についての、騒音についてであります。今の既存の建物は複数建っておりますが、中には金属の骨組みに壁であったり屋根であったりが、樹脂幕で覆われたテント倉庫というものが現在ございます。今回の改修の中で、テント倉庫につきましては、屋根をつけたり、壁にパネルの部材を張ったりというような事をする事によって防音対策をするという形で。地元からは確かに、騒音に対する苦情ですね、中でフォークリフトが動いておりますんで、その音が気になるというような苦情は確かにあがっております。事業者からは今申し上げたような形で、防音対策に繋げたいという形でご説明をされております。以上でございます。

《奥田委員》

もう、要望みたいな話にしておきたいと思うんですけども、事前協議で色々修正というような話も有りましたけれども、別の事業でね、土砂の埋立ての事業で、石原副会長にも農業委員会の会長として現場を何回も足を運んで見ていただきましたけれども、市が認可をして条例に基づき、認可した埋立てに関して、これもやっぱり事前協議で色々事業者がこうします、ああしますという事で、修正を含めて約束をするんですけど、いざ事業が開始されると、その約束事がどっか飛んでしまっているというような事例も見受けられますんで、この都市計画にあたって、是非事前協議で修正をさせた部分、市の思い通りに進められているんかどうかという事のチェックは是非きっちりした体制で進めていただきたいなというふうに思います。

それから冒頭にもお願いしましたように、もうちょっと、関係機関や地元とのやりとりについては、協議会へ、ひょっとしたら途中でも聞いているかも分かりませんが、最終的なこういう段階の時にもひとつ資料として提供していただきたいなというふうに思います。以上です。

《議長：増田会長》

最後は要望という事ですけれども、地元でのやりとり、あるいは事前協議の中でのやりとりで、こういう観点から、こういうような変更しているというような事が、ある一定箇条書き程度の整理をした形の中でご提示いただけたらなと。これに関しては、都市計画の手続き上の話ではございませんので、一

度事務局の方でこういう説明が可能かどうかご検討いただければと思いますので、という事でよろしくお願ひしたいと思ひます。あとは追跡調査といひますか、ちゃんと遵守されているかどうかといひのは、これは行政としての役割だと思ひます。よろしくお願ひします。他はいかがでしようか。

《西尾委員》

初めて参加させてもらひます。西尾と申します。今、奥田委員からお話があったように、地元説明会において、騒音がどのような形でやっているか、と申しますのは、大阪市内の工場が混在している、たくさん有るところと、今図面を見ますと、工場がポツンと有って、周りが農地や住宅用地という事になっていますけど、操業における騒音についてはどのようなデシベルで、現在がそういう形になって、今後は建替えによって、どれ位の騒音が抑制されるのか、そういう事も関係無いかもしれませんが、私達は知りたい内容です。以上です。

《議長：増田会長》

いかがでしよう。特に法的にそれを計測しないと、あるいは予測値を出さないといけないという事ではないと思ひますけれども、やりとりを行っている経緯がございましたら、ご説明いただければと思ひます。

《事務局：尾崎》

今ご覧いただいておりますのが、騒音に関する規制の基準という事で、今回は調整区域になりますので、このイの部分ですね。時間帯によってはデシベル、規制値は違うようであります、やはり昼間が一番規制としては緩い。夜間についてはちょっとキツメだというような規制がございます。

この事業者は、以前に計っておられるんですが、この規制値には達していないと報告を受けております。

地元で説明された時に、一番気になるのが、常時機械がドッタンバタン稼働してうるさいというより、たまにフォークリフトが金籠等で材料を運ぶその時の走行音がうるさいという事で、操業中常に何かの大きな音を立てているような工場ではございませんので、その意見の中でフォークリフトのところで、複数意見が出たと聞いております。

《議長：増田会長》

よろしいでしようか。はい、基準値は一応満たしていると、自ら計測された中では。それではなくて、むしろ常時騒音では無いという事です。

《事務局：尾崎》

そうです。

《議長：増田会長》

他いかがでしようか。よろしいでしようか。はい、有難うございました。この議第1号に関しまして、やりとりも大体終わったかと思ひます。

それでは、これは付議案件でございますので、皆さん方にお諮りをしたいと思います。議第 1 号について、原案通り可決する事にご異議ございませんでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。議第 1 号に関しましては、原案どおり可決するという事でございます。ありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました案件は終了となりますが、今年新任の委員もいることですし、本年度の第 1 回目ということでございますので、閉会にあたりまして事務局より一言ご挨拶いただければと思いますのでよろしくをお願いしたいと思います。

《事務局：北野》

本日は大変お忙しいなか、本審議会に出席をいただき、また、「南部大阪都市計画錦織北二丁目地区地区計画の決定」につきまして、ご審議、議決を賜りまして、誠にありがとうございます。

この都市計画提案制度によります市街化調整区域の地区計画につきましては、今後も事業者からの提案を受け、本審議会におきましてご審議いただく事が予想されております。

はじめに市長の挨拶にもありましたが、大阪外環状線や国道 309 号などの幹線道路沿道につきましては、道路の整備効果を活かした有効な土地活用を目指すものとしており、本市の活性化に繋がっていかばと考えております。委員の皆様方におかれましては、今後とも本市の都市計画行政にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、次回の都市計画審議会につきましては、秋頃を予定しており、議案といたしまして、生産緑地地区の変更について付議させていただく予定となっておりますので、次回審議会へのご出席をお願い申し上げます。閉会にあたり私のご挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして平成 28 年度第 1 回富田林市都市計画審議会を終了させていただきます。本日はご出席誠にありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございました。手続き上、私が抜かっていた事がございまして、議事録の署名人をいただかないとあかんと。最後をお願いをして申し訳ないんですけども、本日の議事録の署名は置田委員にお願いしたいと思いますので、急に振りまして申し訳ないですが、議事録の確認をいただければと思います。よろしくをお願いしたいと思います。それでは、これをもちまして第一回目の審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。